

[2]

氏名(本籍地)	伊藤 純(東京都)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博甲第31号		
学位授与年月日	平成17年9月30日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当		
論文題目	高齢者ソーシャル・サービスと「新家事労働」・「新家計支出」に関する研究		
論文審査委員	(主査)	昭和女子大学教授	伊藤 セツ
	(副査)	昭和女子大学教授	芦川 智
		昭和女子大学教授	秋山 智久
		北海道大学名誉教授	荒又 重雄

論文要旨

21世紀に入り、人口の高齢化は先進国のみならず地球規模での政策課題となっている。本論文は、高齢者保健福祉施策の国際的な到達点から、日本における高齢者の経済状態、保健福祉サービス利用におけるジェンダー課題を政府統計の分析・加工によって把握し、その上で、高齢社会における「生活の社会化」の新たな局面を、高齢者ソーシャル・サービスという観点から取り上げ、実証的・理論的に考察したものである。

本研究の目的は、第1に、政府の生産する高齢者保健福祉統計・家計統計を、公表データ・マイクロ統計データの両方から扱い、日本の高齢者の置かれている状況を客観的に把握すること、及び、高齢者保健福祉統計を「ジェンダー統計」視角を含む「統計の品質論」の観点から吟味し、課題解決のツールとしての有用性を高める改善点を示すこと、第2に、措置から契約制度への移行に伴う新たな段階での「生活の社会化」について、介護保険制度の導入と関連する諸制度をとりあげて分析して、その利用過程で発生する「新家事労働」及び「新家計支出を」を把握し、それを理論化して、従来の「生活の社会化」論の発展に寄与すること、第3に、高齢者ソーシャル・サービスを「生活の社会化」の一つとして位置づけ、その提供者と利用者との相互関連の実態を明らかにし、福祉サービス提供主体の多元化という新たな事態に対応する福祉サービス利用者の広義の「生活福祉経営能力」の必要性を導き出すことであった。

論文は序章に続く第I部(第1章、第2章、第3章)、第II部(第4章、第5章)と終章から構成されている。各部・各章から得られた知見は以下の通りであった。

第I部は「日本における高齢者の生活の実態—政府統計の利用から—」である。その冒頭、第1章では、「日本における高齢者保健福祉問題の政府統計による把握」として、「高齢者保健福祉とジェンダー」

に関する課題・関心事を設定し、政府の高齢者保健福祉統計のジェンダー統計視角からの組み換えを行った。その結果、この課題・関心事解決のためのツールとしての有効性が確認された。

第2章「高齢者の経済状況と健康・ウェルビーイングに関する統計からの把握」においては、高齢者の経済状態に主眼を置き、指定統計のみならず部内資料的な市販されない政府統計をも取り上げた。「高齢者の経済状況とウェルビーイング」という課題・関心事に照らして、膨大な統計が蓄積されて有効ではあったが、ある特定の課題に関しては既存の政府公表統計の限界が示される結果となった。

第3章「ミクロ統計データ分析による日本の高齢者の家庭経済状況とその階層把握」では、第2章での限界を超えようとして、「全国消費実態調査(1989, 1994, 1999年)」のリサンプリングのミクロ統計データを用い、独自に再集計・分析を行った。世帯主の年齢階級、年間収入階級、貯蓄現在高階級と家計支出とのクロス分析の結果、低所得高齢者世帯の存在が顕在化し、低所得の高齢者層には特に政策的配慮が必要であることが示された。また、この章では、学位請求者が利用を許可されたミクロ統計データ使用の限界と課題も明らかとなった。

第II部は、「高齢者ソーシャル・サービスと『新家事労働』・『新家計支出』に関する理論的考察」を行ったものである。ここでは高齢者のソーシャル・サービスを「生活の社会化」の一形態と捉え、生活の社会化に伴って発生する「新家事労働」・「新家計支出」並びに高齢者ソーシャル・サービス利用者の「生活福祉経営能力」を理論的に考察した。

第4章では「措置から契約制度への移行に伴う生活の社会化と『新家事労働』・『新家計支出』として、介護保険制度下の高齢者ソーシャル・サービス(介護保険サービス、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業)に着目し、その利用過程に伴って発生する「新家事労働」・「新家計支出」を示した。また、ボストンでのフィールド調査を通じて、高齢者が単なるサービスの利用者ではなく、地域住民の一人として積極的にボランティア活動などに参加し、それを通してサービス提供主体の一翼を担っていることを述べた。

第5章では、「高齢者ソーシャル・サービスの利用者と提供者の相互関連と『生活福祉経営能力』」として、「生活福祉経営能力」という考え方を導き出した。学位請求者が実施した三つの独自調査の内容を示し、今後の高齢者保健福祉施策の考え方を示す文書である「2015年の高齢者介護」を取り上げて、項目ごとに検討している。ここでは、国際的諸文書が示したウェルビーイングの理念に近づくためには、高齢者ソーシャル・サービス利用者側の「生活福祉経営能力」形成が重要であることが示された。

終章では、「研究結果の理論的・政策的含意」として、介護保険制度下の高齢者ソーシャル・サービス、「新家事労働」・「新家計支出」を、再度、生活の社会化論に位置づけ、理論的補足を行った。また、高齢者政策への国際的標準に照らした政策の推進、国内の政策の企画・立案・実施過程の改善へ的高齢者ソーシャル・サービス利用者の参加、及び関連政府統計の品質を高め、多様な利用者へのニーズ適合性を実現するためのミクロ統計データ公開に関する提言を行った。

論文審査結果の要旨

本研究は、1960年代の高度経済成長期から進んだ家事労働や家計を含む「生活の社会化」現象とその経済学的理論化である「生活の社会化論」を、少子・高齢時代の今日の実態に即して、生活福祉・生活

経営学視点から分析し、これまでの蓄積に依りながら新たな視点での理論化を試みたものである。

高齢者福祉を専門とする学位請求者は、日ごろの実践と研究の積み重ねの上で、福祉サービスの提供が措置から契約へと展開し、提供主体が多様化する社会福祉基礎構造改革の進展に注目し、特に介護保険制度を頂点とする介護の社会化とそれに派生する新たな家事労働を「新家事労働」と名づけ、新家事労働さえも「社会化」して新たな支出「新家計支出」を生ずるようになるプロセスを捉えた。

本研究は、下記4点において独自性が認められる。第1に、本研究では高齢者の状態を把握するために、各種政府統計を使用するが、その際公表データを目的に添って加工・分析するばかりでなく、公表データを利用し尽した上でその限界を超えようと原票の「個票データ」すなわち、マイクロ統計データの使用を関係政府機関に申請し、統計ユーザーとして、「ジェンダー統計」視点を入れ、かつ「統計の品質」吟味を丹念に行って、状態を掘り下げて把握しているという点である。高齢者の状態は、特に女性高齢者が多数を占める現状においては、「ジェンダー統計」視点で統計を加工しない限り有効な結論は得られない。福祉統計におけるジェンダー統計視点と統計の品質の吟味に関しては、「経済統計学会」において、すでに本研究が初めての研究領域を切り開いたものとして評価されているものである。

第2に、本研究が、従来の「生活の社会化」論の発展に寄与しているという点である。措置から契約制度への移行は、これまで制度や契約過程に馴染んでこなかった日本人には多くの試練を伴うものである。介護保険導入に伴う新たな段階での、契約による高齢者ソーシャル・サービスとしての「生活の社会化」の場合、サービスのユーザーが旧時代を生きた高齢者であるという点が特に考慮に入れられなければならない。サービスの利用過程でこれまでにはみられなかった「新家事労働」が発生し、それと同時に、それへの対応のために新たな「新家計支出」が生じるが、現実の生活の場では、きわめて煩雑な現象が絡み合う。この点の理論化は、生活経営学での家事労働、家計、生活時間の研究の積み重ねの援用なしには不可能であり、本論文は見事にこの領域に分け入っている。この点に関する、学位請求者の議論の先進性は、家政学の生活経営学会においても評価されている。

第3に、本研究の独自の主張の中心は、「生活の社会化」の一つとしての高齢者ソーシャル・サービスの提供者とその利用者との相互関連に着目し、福祉サービス提供主体の多様化という新たな事態に対応する福祉サービス利用者の広義の「生活福祉経営能力」の不可欠性を説く点である。高齢者ソーシャル・サービスが結果として産み落とす「新家事労働」と「新家計支出」は従来の「家庭経営(管理)能力」、「生活経営能力」から一歩進んでさらに社会化された「生活福祉経営能力」とでも呼ぶべき能力の獲得をユーザーに要求する。この「生活福祉経営能力」という概念は、社会福祉の領域の研究から期待されることになった市民的力量的の問題を提起しているのである。

第4に、本研究は、従来私的家事労働として個別に対処をせまられていた介護等の家庭内労働が、社会的にも人間にとって必要不可欠な労働として認識され、社会的分業の中に位置づけられるという労働そのものの発展の理論化に寄与している点を評価したい。

次に、本研究の審査・判定に対する審査委員会の基本的立場を述べる。

学術研究は、学界が共有する情報への確かな、かつ、新しい貢献があるかないか、換言すれば、学界ベースの課題意識にもとづいて、可能かつ適切な材料を発見し吟味し、これに応じた分析手法を採用して研究し、結果として共有する価値のある情報を獲得したかどうか評価されるものである。本学位請求論文は、この提出論文を通じて、請求者の今後の研究活動が、アカデミズムの立場から十分に信頼の

おけるものとなるか否かについて審査し、判定された。

本研究はその点を十分にクリアする、きめ細かさや筆力を感じさせるものであった。

学位請求者は、本学の規定による2度の審査において、審査員から提起される疑問点には迅速かつ的確に対処し、3回目の審査（一般公開）においては、70名近い参加者の前で質疑やコメントに対応した。

本研究に問題点が残されるといえば、第1に、論文を統一的作品として見るとき、前半の統計による実証部分と、生活の社会化の理論化を扱う後半が、それぞれに独立して完結した感を与えることである。第2に、利用を許可されたマイクロ統計データがリサンプリングによるものであるという限界から、学位請求者の意に反して十分な実証に至らない部分を残しているということである。第3に、後半の「新家事労働」「新家計支出」「生活福祉経営能力」の理論部分において、特に「新家計支出」が定性的理論から導き出されたまま、定量的検証が行われていないままで完了しているという点である。

とはいえ、審査員一同は、この提出論文とその背後にある既発表論文によって、学位請求者の今後の研究活動の信頼性と、研究活動の成果への期待可能性が、十分に証明されているゆえに、課程博士の資格が充分にあると判断して、本研究によって申請者が、博士（学術）の称号に値するものであることを一致して認めるものである。